

1) 車両系荷役運搬機械の労働災害による 死亡者数の推移と令和3年における発生状況

建設荷役車両安全技術協会 本部

平成19年からの車両系荷役運搬機械の労働災害による死亡者数の推移が**グラフ1**の折れ線グラフ、また機械の種類別の内訳が棒グラフである。

令和3年の死亡者数は22名であり、平成19年以降、最小の数値となった。また、平成19年の36名と比べ、14名の減（39%減）であり、これは「フォークリフト」の発生件数減少が大きく寄与している。「不整地運搬車」は、毎年数件発生している。

令和3年に発生した車両系荷役運搬機械の労働災害による死亡者数は、前年の33名に比べ11名減（33%減）となった。

機械の種類別・業種別の死亡者数は**表1・グラフ2**のとおりである。

機械の種類別では、「フォークリフト」に起因するものが21名（前年比10名減）で、「不整地運搬車」は1名であった。

業種別でみると、最も多いのが「製造業」

で7名、次いで「商業」が6件で、「商業」は前年の3件より倍増した。この2業種で全体の60%を占めている。逆に「道路貨物運送業」は前年の7名より急減した。

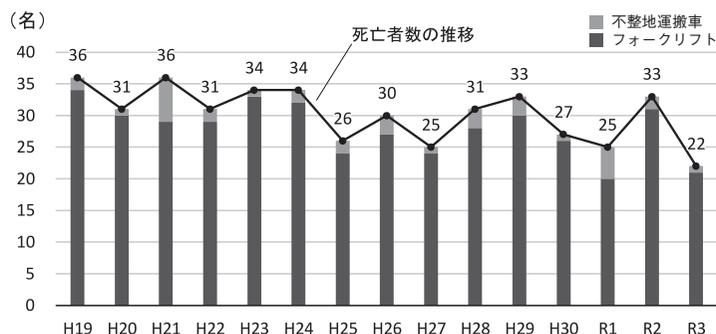
次に、車両系荷役運搬機械の種類別・事故の型に分類したものが**表2・グラフ3**である。

事故の型では「墜落・転落」が6名と最も多く、次いで「はさまれ・巻き込まれ」が5名、「激突され」が4名と続いた。それ以外の事故の型（「激突」除く）は数件ずつ発生している。例年上位を占める「転倒」は1名と減少した。

災害事例をみると、件数の多いフォークリフトの「墜落・転落」中、フォーク（爪）やパレットからの墜落・転落事例が3件で、これは毎年のように見うけられる。フォークリフトの「用途外使用の禁止」の徹底・教育が望まれる。

「不整地運搬車」の1件は、「建設業」での「はさまれ・巻き込まれ」であった。

[資料提供：厚生労働省]



グラフ1
車両系荷役運搬機械の労働災害による死亡者数の推移

1) 車両系荷役運搬機械のうち特定自主検査対象機械

表1 車両系荷役運搬機械の種類別・業種別死亡災害発生状況（令和3年）

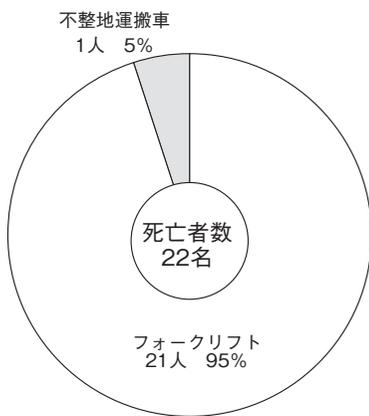
（単位：名）

業種 機械の種類	製造業	鉱業	建設業	運輸交通業/貨物取扱業			農林業/ 畜産・ 水産業	商業	その他	計
				道路貨物 運送業	陸上貨物 取扱業	港湾 運送業				
フォークリフト	7	0	2	1	2	1	1	6	1	21
不整地運搬車	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
計	7	0	3	1	2	1	1	6	1	22

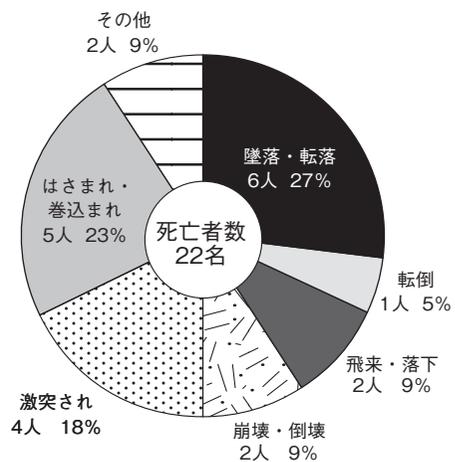
表2 車両系荷役運搬機械の種類別・事故の型別死亡災害発生状況（令和3年）

（単位：名）

事故の型 機械の種類	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・ 巻込まれ	その他	計
不整地運搬車	0	0	0	0	0	0	1	0	1
計	6	1	0	2	2	4	5	2	22



グラフ2 機械の種類別



グラフ3 事故の型別